

和歌山工業高等専門学校学生の懲戒に関する規程

制定 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、和歌山工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第52条に規定する学生の懲戒について、必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の種類及び内容)

第2条 懲戒の種類は、懲戒処分及び学生指導とする。

- 2 懲戒処分とその内容は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 退学 学生としての身分を喪失させること。
 - 二 停学 校長が注意を与え、将来を戒め、有期又は無期の期間を設定し、その間の登校及び学寮への立ち入りを禁止して自宅謹慎させること。ただし、必要があると認められる場合は登校を指示し、指導することができる。
 - 三 訓告 校長が注意を与え、反省させること。合わせて一定期間学生としての活動を自粛させることができる。
- 3 学生指導とその内容は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 主事嚴重注意 主事が注意を与え、反省させること。合わせて一定期間学生としての活動を自粛させることができる。
 - 二 主事注意 主事が指導を与え、反省させること。
- 4 前2項に規定する活動の自粛は、自宅で行うものとする。なお、教育的配慮により学内での自粛が適切であると認められた場合には、その限りではない。

(懲戒の対象等となる者、行為及び懲戒の種類の方法)

第3条 学則第52条第3項に該当する者は、前条第2項第一号に定める懲戒処分を行う。

その他、懲戒の対象となる行為は、別表に定める。

- 2 過去に懲戒を受けた学生が、再度懲戒の対象となる行為を行った場合は、過去に行った行為の反省を活かしていないものとみなし、前回より重い懲戒を科することができるものとする。
- 3 学寮は、規律ある共同生活を通じて将来にわたる学生の人格形成に資する場としての教育寮であることを鑑み、学寮において懲戒の対象となる行為がなされた場合は、当該行為を行った学生（以下「本人」という。）に対して、第2条2項と3項に定める範囲において、より重い懲戒を行うことができる。

(事実の調査等)

第4条 校長は、懲戒に該当すると思われる行為があったときは、学生主事又は寮務主事

（以下「関係主事」という。）に対して調査を命じることができる。

- 2 事案が発生した場所が、学寮敷地以外の事案は学生主事が、学寮敷地内の事案は寮務主事がこれを管轄する。
- 3 関係主事は、本人から事情聴取を行うなどの方法により、事実の全容を詳細に把握するよう調査しなければならない。
- 4 関係主事は、前項の調査結果について、すみやかに校長に報告しなければならない。
- 5 校長は、学生が行った行為の程度が重いと判断する場合は、当該行為を確認した時点で自宅待機を命じることができる。また、その日数は停学の日数に含めることができる。

(弁明の機会の付与)

第5条 校長は、前条第4項の調査結果を受けて事実認定をし、懲戒処分相当と判断するときは、本人に非違行為の内容並びに口頭弁明の日時及び場所又は弁明書の提出期日を記載した懲戒に係る調査内容通知書（第1号様式）を交付し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 前項の弁明の機会は、懲戒に係る調査内容通知書の発行後、10日以内（土日祝及び一

斉休業日を除く)に設定するものとする。

- 3 弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく本人が欠席し、又は弁明書(第2号様式)を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第6条 校長は、厚生補導委員会又は学寮委員会(以下「関係委員会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定するものとする。

- 2 校長は、前項の決定にあたって、関係主事に意見を求めることができる。
- 3 校長は、懲戒処分の決定について、その程度に応じ、運営委員会において審議または報告するものとする。

(懲戒処分の言い渡し)

第7条 校長は、懲戒処分が決定した学生に対し、懲戒処分の種類、理由及び決定日を記載した懲戒処分通知書(第3号様式)を交付するものとする。

- 2 校長は、休学期間中に懲戒処分を行う場合には、原則、休学を解除するものとする。
- 3 停学を命じた期間は、在学期間に算入し修業年限には算入しない。ただし、停学の期間が90日未満の場合は修業年限に算入することができる。

(学生指導の決定・言い渡し)

第8条 関係主事は、関係委員会の議を経て、学生指導を決定するものとする。

- 2 関係主事は、学生指導が決定した学生に対し、主事嚴重注意又は主事注意を行うものとする。
- 3 学生指導を行ったときは、学生指導についてのご連絡とお願い(第4号様式)により、その内容を保護者に通知するものとする。ただし、学生指導を行う際に保護者が同席していた場合はその限りではない。
- 4 関係主事は、学生指導の件数について、運営委員会において報告するものとする。

(公示の不要)

第9条 学生の懲戒の決定に関する公示は行わない。

(不服申立て)

第10条 第7条第1項により懲戒処分通知書を交付された学生は、事実誤認、新事実の発見等の理由等により不服申立書(第5号様式)により、校長に不服を申し立てることができる。

- 2 前項の不服申立ては、懲戒処分通知書を受領した翌日から起算して7日以内(土日祝及び一斉休業日を除く)に行わなければならない。
- 3 校長は、第1項の不服申立てがあったときは、関係委員会の議を経て、すみやかに再調査の可否を決定しなければならない。
- 4 前項の規定により、校長が再調査の必要がないと決定した場合は、すみやかにその旨を不服申立棄却通知書(第6号様式)により、当該学生に通知するものとする。
- 5 第3項の規定により、校長が再調査の必要があると決定した場合の調査については、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。

(停学期間中の措置)

第11条 停学期間中の学生は、授業、定期試験、学校行事及び課外活動へ参加することができない。ただし、校長は、関係主事からの意見に基づき、定期試験、就職試験、入学試験等学生の将来に大きな影響があると想定される活動への参加については、教育的配慮をもって対応することができる。

- 2 停学期間中の学生に対し、学級担任は学生支援センターと協議の上、教育的指導を適宜行うものとする。
- 3 前項に規定する指導は、要に応じ外部有識者の協力を得て行うことができる。
- 4 懲戒処分前及び停学期間中の休学は、原則、許可しないものとする。

(無期限の停学の解除)

第12条 関係主事は、無期限の停学処分を受けた学生の面談を適宜行い、停学解除の時期を判断するものとする。

2 校長は、関係主事の意見に基づき、無期限の停学を解除するものとする。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表[1]

大分類	中分類	非違行為の内容	処分の目安
学寮関係	寮での規律違反	点呼不在[2]	主事注意以上
		深夜館外外出	主事注意以上
		異性寮への侵入 異性寮への侵入ほう助	停学以上
交通関係	道路交通法違反 (重大違反)	人身事故	個別審議
		悪質な違反[3]	個別審議
	道路交通法違反	30km/h未満の速度違反	主事注意以上
		信号無視・駐車違反等	主事注意以上
		バイクの二人乗り	主事注意以上
		バイク乗車時ヘルメット未着用	主事注意以上
	学内規則違反	本校規程の排気量オーバー	主事注意以上
		無許可車両の持ち込み	主事注意以上
		本校規程の通行禁止区域の走行	主事注意以上
その他	上記以外の交通違反または学内規則違反	個別審議	
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙	飲酒・喫煙の現認[4]	校長訓告以上
		飲酒・喫煙の発覚[4] 酒類又はタバコの所持（空き容器、吸い殻含む）[4]	校長訓告以上
その他	定期試験	カンニング行為	停学以上
		授業妨害、指導無視及びこれに類する行為	個別審議
	犯罪行為等又は犯罪未遂行為	万引き・窃盗	停学以上
		不正乗車	停学以上
		器物破損	主事注意以上及び実費弁償
		暴力行為	個別審議
	その他の非違行為	深夜徘徊[5]・深夜徘徊ほう助	主事注意以上
		公序良俗に反する行為[6]	個別審議
		SNS等の不適切使用	個別審議
		事実確認における虚偽の申告	個別審議
		上記以外の法に触れる行為または迷惑行為(いじめ行為含)	個別審議

[1]学寮は、規律ある共同生活を通じて将来にわたる学生の人格形成に資する場としての教育寮であることを鑑み、学寮において懲戒処分及び学生指導の対象となる行為がなされた場合は第2条2項と3項に定める懲戒等の範囲において、より重い懲戒処分及び学生指導を行う場合がある(学寮で作成している「学寮のしおり」を参照)。

[2]「点呼不在」には、無断外泊、点呼不一致(外泊・点呼システムによる未申請、申請済みでありながら在寮している、定時に点呼に出ない)、事後報告書未提出(外泊時に急遽帰寮することが出来なくなった旨、寮事務室に連絡したが、指定日までに事後報告書を寮事務室に提出しなかった場合)なども含む。「点呼不在」は、毎年度、4月からの通算12回以上で1回目、18回以上で2回目、24回以上で3回目とカウントする。

[3]悪質違反に該当する行為は、交通違反の点数6点以上に加え、暴走行為などを含む。

[4]飲酒・喫煙の現認や発覚、酒類やタバコの所持に対する懲戒について、学内(学寮敷地内を含む)の場合は年齢にかかわらず、学外の場合は20歳未満とする。ただし、タバコの所持について、20歳以上の学生は、学内(学寮敷地内を除く)で所持していても懲戒の対象としない。

[5]和歌山県青少年健全育成条例に基づき、18歳未満を対象とする。

[6]麻雀・賭け事・性的行為など。また薬物使用・所持も含む。

(第1号様式)

懲戒に係る調査内容通知書

<p>(氏名)</p>	<p>(学科・専攻・学年・学籍番号)</p> <p>学科・専攻</p> <p>第 学年 学籍番号</p>
<p>(非違行為の内容)</p> <p>(過去にうけた懲戒がある場合その内容を記載しています)</p>	
<p>(口頭弁明の日時)</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p>時 分 ~ 時 分</p> <p>(口頭弁明の場所)</p>	<p>(弁明書の提出期限)</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p>提出先</p> <p><input type="checkbox"/> 学生課 学生係</p> <p><input type="checkbox"/> 学生課 寮務係</p>
<p>以上のとおり通知する。</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p>和歌山工業高等専門学校長 (校長名) 公印</p>	

(第2号様式)

弁明書

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科・専攻名

第 学年 学籍番号

氏 名

私は、(元号) 年 月 日付で通知を受けました懲戒に係る調査内容通知書
に対し、下記のとおり弁明します。

記

- 1 弁明の理由
- 2 弁明の内容
- 3 添付書類 (提出する必要がある場合のみ)

(第4号様式)

(元号) 年 月 日

(保護者氏名) 殿

和歌山工業高等専門学校
学生主事・寮務主事 (主事名)

学生指導についてのご連絡とお願い

皆様におかれましては、益々ご清祥のことと存じます。また、日頃より、本校の教育にご理解・ご協力をいただき、誠に有り難うございます。

さて、(学生氏名)さんに対し、 月 日に主事注意(主事嚴重注意)の学生指導を行いましたので、ご連絡いたします。つきましては、ご家庭でも本件について十分な話し合いをされて、今後このような行為のないように、嚴重にご指導いただきたくお願い申し上げます。

学生指導の概要

日時：(元号) 年 月 日() 時ごろ

場所：

指導項目：

指導の状況：(主事補名)主事補

担任コメント：(担任名)

(第5号様式)

不服申立書

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科・専攻名

第 学年 学籍番号

氏 名

私は、(元号) 年 月 日付で懲戒処分の通知を受けましたが、これについて下記のとおり不服を申し立てます。

記

- 1 申立ての内容
- 2 申立ての理由
- 3 申立ての根拠となるエビデンス等

(第6号様式)

不服申立棄却通知書

学科・専攻名

第 学年 学籍番号

氏 名

貴方からの(元号) 年 月 日付けによる不服申立てについては、下記の理由により棄却します。

記

棄却理由

(元号) 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 (校長名) 公印